

○経済産業省・国土交通省告示第一号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の規定に基づき、鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件の一部を改正する告示

鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件（昭和四十一年通商産業省・運輸省告示第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 鉄道車両に固定する容器（超低温容器及び圧	一 鉄道車両に固定する容器（超低温容器を除

縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。)の容器検査における規格は、容器保安規則(以下「規則」という。)第七条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

1～10 (略)

11 容器には、第四項第一号に掲げる規格に適合する安全弁を一個以上装置すること。

二 鉄道車両に固定する超低温容器の容器検査における規格は、規則第七条第一項並びに前項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

1～4 (略)

く。)の容器検査における規格は、容器保安規則(以下「規則」という。)第七条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

1～10 (略)

11 容器には、第三項第一号に掲げる規格に適合する安全弁を一個以上装置すること。

二 鉄道車両に固定する超低温容器の容器検査における規格は、規則第七条第一項並びに前項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

1～4 (略)

5 容器には、第四項第一号に掲げる規格に適合する安全弁及び同項第二号に掲げる規格に適合する安全弁をそれぞれ一個以上装置すること。

6 (略)

三 鉄道車両に固定する圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器の容器検査における規格は、規則第七條に規定するものとする。

四 鉄道車両に固定する容器（圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）に装置される附属品の附属品検査における規格は、規則第十七条第一項（第七号を除く。）に規定するもののほか、安全弁については、第一号又は第二号に掲げ

5 容器には、次項第一号に掲げる規格に適合する安全弁及び同項第二号に掲げる規格に適合する安全弁をそれぞれ一個以上装置すること。

6 (略)

(新設)

三 鉄道車両に固定する容器に装置される附属品の附属品検査における規格は、規則第十七条第一項（第七号を除く。）に規定するもののほか、安全弁については、第一号又は第二号に掲げるものとし、外觀検査、耐圧試験、気密試験及

るものとし、外観検査、耐圧試験、気密試験及び性能試験は、全数の附属品について行うものとする。

1・2 (略)

五| 鉄道車両に固定する圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置される附属品の附属品検査における規格は、規則第十七条第一項及び第二項に規定するものとする。

六| 鉄道車両に固定する容器の容器再検査における規格は、次の各号に掲げるものとする。

1 超低温容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器以外の容器にあつては、規則第二十六条及び第一項第十一号に規定するもののほか

び性能試験は、全数の附属品について行うものとする。

1・2 (略)

(新設)

四| 鉄道車両に固定する容器の容器再検査における規格は、次の各号に掲げるものとする。

1 超低温容器以外の容器にあつては、規則第二十六条及び第一項第十一号に規定するもののほか、容器ごとに次のイ及びロに定めると

、容器ごとに次のイ及びロに定めるところにより気密試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ (略)

2 (略)

3| 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、規則第二十六条第四項第一号及び第二号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

イ| 刻印等において示された容器検査年月若しくは製造年月から二十年又は二十年を超えない範囲内において容器製造業者が定められた月を経過していないこと。

ころにより気密試験を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ (略)

2 (略)

(新設)

ロ 鉄道車両に固定されている容器にあつては、次に掲げるものとする。

(1) 容器に貼付されている容器証票に記載された車両番号は、当該容器が現に固定されている鉄道車両の車両番号と同一であること。

(2) 容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車両番号と異なる車両番号の鉄道車両に固定されたことがないものであること。ただし、当該容器の鉄道車両からの取り外し、鉄道車両に固定されていない状態における保管及び鉄道車両への固定において、当該容器

及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ 鉄道車両に固定されていない容器にあつては、鉄道車両に固定されたことがないものであること。ただし、当該容器の鉄道車両からの取り外し、鉄道車両に固定されていない状態における保管及び鉄道車両への固定において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

い。

七 鉄道車両に固定する容器（圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）に装置される附属品の附属品再検査における規格は、規則第二十九条（第一項第七号を除く。）に規定するもののほか、安全弁については、第四項第一号又は第二号に掲げるものとする。

八 鉄道車両に固定する圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置される附属品の附属品再検査における規格は、規則第二十九条第一項第一号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

1 附属品は、次に規定するところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること

五 鉄道車両に固定する容器に装置される附属品の附属品再検査における規格は、規則第二十九条（第六号を除く。）に規定するもののほか、安全弁については、第三項第一号又は第二号に掲げるものとする。

（新設）

と。

イ 附属品ごとに行うこと。

ロ 漏れのないものを合格とすること。

2 鉄道車両に貼付されている車載容器一覽証票に記載された容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号は、当該附属品が現に装置されている容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号と同一であること。

3 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置された附属品は、当該附属品が装置された容器が固定された鉄道車両に貼付されている車載容器一覽証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないもの

であること。ただし、当該容器の鉄道車両からの取り外し、鉄道車両に固定されていない状態における保管及び鉄道車両への固定において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

4 | 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置されていない附属品にあつては、容器に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の鉄道車両からの取り外し、鉄道車両に固定されていない状態における保管及び鉄道車両への固定において、当該容器及びこれ

に装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。